

平成28年度 京都市立大宅小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

ア 組織名 大宅小学校いじめ対策委員会（以下、「いじめ対策委員会」）

イ 構成員（職名又は校務分掌）

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・養護教員 ・教育相談主任
- ・生徒指導部担当教員 ・当該の担任及び学年主任 ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー（以下SSW）

ウ 役割・取組内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討。
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有。
- ・いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・重大事態に対する判断と対応。
- ・関係機関、専門機関との連携対応。

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

3 基本的施策

(1) 学校におけるいじめの防止

ア 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・自ら問題を設定し、その解決に主体的に取り組むような授業展開の工夫。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導をおこなう。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においていた学習内容や学習形態の工夫。
- ・小中一貫教育の充実。
- ・自主学習プリントの工夫。
- ・学習予定表を活用した1週間の見通しのある学習計画の遂行。

イ 道徳教育の充実

- ・やわらかいけれど芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践。
- ・子どもの自己肯定感、自己有用感等の自尊感情を高める活動の工夫。
- ・地域の人をはじめ様々な人と交流する体験活動を通して、社会の一員として必要となる「公共の精神」を高める。
- ・豊かな人間性や道徳性、協調性を基盤とする「自ら律する力」を高める活動の実践。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるこことをねらいとした活動の意図的、計画的な実施。
- ・全学年一斉に取り組む「道徳の日」の設定。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業の実施。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施。

ウ 体験活動の充実

- ・長期宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり。
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。

エ 「ふれあい」活動等の充実

- ・児童会主催の人権集会（えがお集会）の実施。
- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・異学年集団による縦割り活動の充実。
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施。
- ・いじめ防止に向けた標語の作成。
- ・集会等を利用しての感動体験発表。

オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・学年集会の中でのいじめに関する教職員の話。
- ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施と事後指導。
- ・学校だより等での「コラム」の有効活用。

カ 保護者の啓発

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・学校ホームページの中での「学校いじめ防止基本方針」の発信。

キ その他

- ・評価アンケートの結果の分析。
- ・PDCAサイクルでの見直し。
- ・小中連絡協議会を通して、小中学校間の情報共有を図る。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートなど

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。

(イ) 教育相談など

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施と発見の強化。
- ・スクールカウンセラーやSSWとの連携による教育相談。

イ 相談体制の整備

- ・家庭訪問による相談機会の拡充。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

ウ その他

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。

(3) 教職員の資質向上（校内研修）

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルに関わる指導の推進。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・SNSを使っての「いじめ」対応の研修。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発。

4 いじめが起きたときの措置

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・組織的な対応。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童への指導。
- ・保護者との連携。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。

5 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
 - ① いじめによって、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ② いじめによって、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。

- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会① 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解 小中連絡協議会①	道徳の日①		参観・懇談会① 家庭訪問
5 道徳強化月間	いじめ対策委員会② 学級経営方針の交流会 小中連絡協議会②	道徳の日② 遠足 1年生を迎える会 6年修学旅行		家庭訪問 日曜参観
6 道徳強化月間	いじめ対策委員会③ 小中連絡協議会③	道徳の日③ 縦割り集会① 2年5年非行防止教室 4年次世代の担い手育成事業(通年) 6年起業家体験学習[通年]	いじめに関するアンケートの実施①	
7	いじめ対策委員会④ 年間の取組の見直し① 小中連絡協議会④	道徳の日④ 集会 4年みさきの家野外活動 縦割り集会② クラスマネジメントシートの実施		参観・懇談会②
8	いじめ対策委員会⑤ 「いじめ」に特化した研修会① 小中合同研修①	集会		
9	いじめ対策委員会⑥ 小中連絡協議会⑤	道徳の日⑤ 5年若狭湾青少年自然の家長期宿泊学習 薬物乱用防止教室(日程を調整中)		個人懇談会①
10	いじめ対策委員会⑦ 小中連絡協議会⑥	道徳の日⑥ 運動会 遠足		
11	いじめ対策委員会⑧ 「いじめ」に特化した研修会② 小中合同研修②	道徳の日⑦	学校評価の実施と分析①	参観・懇談会③
12	いじめ対策委員会⑨ 年間の取組の見直し② 小中連絡協議会⑦	道徳の日⑧ 集会 学習発表会 縦割り集会③ フレンドリークライミング		個人懇談会②
1	いじめ対策委員会⑩ 小中連絡協議会⑧	道徳の日⑨ 縦割り集会④ えがお集会	いじめに関するアンケートの実施②	自由参観(えがお集会)
2	いじめ対策委員会⑪ 小中連絡協議会⑨	道徳の日⑩	学校評価の実施と分析②	新1年入学説明会 参観・懇談会④

3	いじめ対策委員会⑫ 年間の取組の見直し③ 小中連絡協議会⑩	道徳の日⑪ 6年生を送る会		
※ 学校だより（毎月発行）、学校ホームページ等で、適宜、保護者への働きかけをおこなう。				
※ 5・6月を「道徳強化月間」とし、規範意識についての学習を計画的、重点的におこなう。				